

第16回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和3年9月28日(火) 午後3時05分

於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和3年9月28日(火) 午後3時05分
2. 閉会時間 令和3年9月28日(火) 午後3時29分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
4	佐藤 幸平	10	吉田 徳成	16	片山 久和
17	廣瀬 光徳				

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 16名

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
安中	大場 文彦	安中	北尾 健一郎	中央	馬場 喜一
中央	稲田 俊夫	杉谷	堀川 邦夫	杉谷	松本 隆盛
三会	榊 廣	三会	山口 清則	三之沢	水本 正一郎
東空閑	本多 正典	高野	吉田 純弘	高野	吉田 和久
池田	松本 良二	釘崎	太田 武春	戸田	林田 靖仁
久原	本田 敏博				

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 報告第2号 使用貸借解約通知書について

報告第3号 農地改良等届について

8. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第3号議案 非農地証明願について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後3時05分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第16回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、4番 佐藤 幸平 委員、10番 吉田 徳成 委員、16番 片山 久和 委員、
17番 廣瀬 光徳 委員は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、2番 坂本 文子 委員、3番 鳥田 誠吾 委員 を指名します。

議長（会長）

はじめに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおり、4件 7筆 5, 946平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集 2ページに記載のとおりで、4件 10筆 13, 259平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地改良等届について報告します。

議案集は3ページ、届出人は議案集に記載のとおりで、農地の利便性を高めるため、農地を嵩上げて改良するとの内容です。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番は関連がありますの

で、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

この案件につきましては、第1号議案の1番の申請地と第1号議案の2番の申請地を交換するための申請であることから一括して上程し、審議頂きたいと存じます。

まず、1番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 43平方メートルを交換するための申請です。

取得後の耕作面積は、8,835平方メートルで、農機具はトラクター 1台、田植機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

また、2番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、2番に記載のとおりで、畑 1筆 48平方メートルを交換するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,727.1平方メートルで、農機具はトラック 2台、トラクター 2台、人参ハーベスター 1台、マルチャー 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番および2番について報告します。

1番の譲受人は、農家で15年の農作業歴があります。

妻と2人で、農業を営んでおり、申請地も含め、水稻・人参を作付し通作距離は徒歩2分ということで、問題なしと見ております。

また、2番の譲受人は、農家で50年の農作業歴があります。妻と2人で農業を営んでおり、申請地も含め人参を作付し、通作距離は徒歩で10分ということで問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について、説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ 3番に記載のとおりで、田 2筆 1865平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、8,997平方メートルで、農機具はトラクター 1台、耕運機 1台、管理機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で10年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻・白菜・キャベツ・じゃがいも・人参を作付し、通作距離は車で約10分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番は許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について、説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ 4番に記載のとおりで、田 1筆 400平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、5,499平方メートルで、農機具はトラクター 1台、田植機 1台、動噴 1台、ミスト 1台、トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は、農家で45年の農作業暦があります。

申請地も含め、水稻、馬鈴薯、大根を作付し、通作距離は自宅から1キロとなっており、問題なしと見てお

ります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番は許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番について、説明します。

5番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ 5番に記載のとおりで、畑 1筆 644平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,159平方メートルで、農機具はトラクター 1台、耕運機 1台、草刈機 1台、管理機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、申請地も含め、みかん栽培、水稻、ニンニクを作付けし、通作距離は自宅から200メートルとなっており、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番は許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、申請地 796平方メートルに木造2階建て共同住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域及び準工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し防護柵を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝

へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集6ページ1番に記載のとおりで、平成5年月日不詳から、露天駐車場として利用されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

（……委員）

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は雑種地、南側は水路を挟んで宅地、西側は農地となっております。

現地を見ますと、駐車場用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案、非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集6ページ2番に記載のとおりで、平成5年月日不詳から、牛舎および堆肥舎として利用されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は申出人の宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、牛舎及び堆肥舎として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長(会長)

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(会長)

異議なしと認めます。よって、第3号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案、非農地証明願いの3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集6ページ3番に記載のとおりで、昭和56年月日不詳から、雑木が生い茂り、山林化しています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は里道を挟んで農地、東側は農地、南側は里道を挟んで宅地となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長(会長)

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(会長)

異議なしと認めます。よって、第3号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集7ページから9ページに記載のとおりで、

耕作権の新規設定 7件 18筆 16,187平方メートル

耕作権の再設定 7件 17筆 17,443.07平方メートル

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集10ページに記載のとおりで、3件 4筆 4,598平方メートルです。

合計 17件 39筆 38,228.07平方メートルです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長(会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(会長)

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承

認することに決定いたします。

議長（会長）

第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。
本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、
……委員の退場を求めます。

（……委員 退場）

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の11ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、14筆、16,937平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、6名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第5号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。
……委員の入場を求めます。

（……委員 入場）

議長（会長）

以上で、第16回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第16回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時29分閉会